

不発弾等の取扱要領（例規甲）

平成30年3月27日
兵警生安企例規甲第25号

不発弾等の取扱要領を下記のように定め、平成30年3月27日から実施する。

なお、発見された不発弾等の取扱について（昭和33年8月12日付け兵警保発第300号）は廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、発見された不発弾その他の火薬類（以下「不発弾等」という。）による地域住民等への危害防止を目的とした取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 不発弾等の範囲

(1) 陸上自衛隊が処理する不発弾等

ア 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の火薬、爆薬及び弾薬類で陸上で発見されたもの

イ 戦時中の連合軍及び旧陸海軍の漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等（直接海上自衛隊に発見の通報があったものを除く。）

ウ 前記ア及びイに掲げるもののほか、陸上自衛隊の方面総監が前記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの

(2) 海上自衛隊が処理する不発弾等

ア 海上に浮遊している機雷その他の爆発性の危険物

イ 漂着物たる機雷及びこれに類する不発弾等で、直接海上自衛隊に発見の通報があったもの

ウ 前記ア及びイに掲げるもののほか、海上自衛隊の地方総監が前記ア及びイに類する不発弾等と認めるもの

3 不発弾等の発見を認知した場合の措置

警察署長は、不発弾等の発見を認知したときは、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 直ちに署員を臨場させ、地域住民等への危害防止を目的とした警戒措置をとること。

(2) 不発弾等の発見状況に関し、次に掲げる事項について、速やかに警察本部長に報告（生活安全部生活安全企画課経由。以下同じ。）をすること。

ア 発見の日時及び場所

イ 発見者の住所、氏名、年齢等

ウ 発見の状況

エ 不発弾等の種類、特徴（全長、直径、重量等）、数量及び状態

オ 不発弾等の現存場所又は保管場所及びその付近の状況

カ 前記アからオまでに掲げるもののほか、参考となる事項

(3) 不発弾等に危険と認められる顕著な兆候があるとき、警戒措置をとる上で自衛隊の技術援助を必要とするとき、又は不発弾等の状態、発見状況等から社会的反響が予想されるときは、直ちに、警察本部長に報告をするとともに、関係機関に連絡の上、連

携して対応に当たること。

- (4) 不発弾等が直ちに爆発する危険性がなく、発見現場における警戒措置を要しないときは、盗難等の防止のため、必要な措置をとること。この場合において、不発弾等の提出を受けるときは発見場所の占有者から生活安全部長が定める様式の不発弾等提出書を徴した上、当該提出者に生活安全部長が定める様式の不発弾等受領書を交付するものとし、不発弾等を警察本部長に引き継ぐときは生活安全部長の定める様式の不発弾等引継書により生活安全部生活安全企画課を通じて引き継ぐものとする。

4 警戒措置に係る留意事項

- (1) 必要に応じて危険区域であることを明示した看板又は縄張りを設置するなど、応急的な立入禁止等の措置を行うこと。
- (2) 不発弾の種類、数量、付近の居住状況等から、住民の避難、立入禁止、通行の禁止又は制限等の措置を必要と判断するときは、迅速かつ確実に実施すること。
- (3) 不発弾等は、防爆マットで覆う等の防護措置をとるとともに、必要がある場合のほか移動をさせないこと。